

質問第九四号

ペトリオットPAC―2の部品（シーカージヤイロ）の米国への移転に関する  
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

辻 元 清 美

参議院議長 関 口 昌 一 殿



ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書

日本がライセンス生産を行っているペトリオットPAC-2（以下「PAC-2」という。）の部品であるシーカージャイロ（以下「ジャイロ」という。）の日本から米国のライセンス元への移転について、内閣官房、外務省、経済産業省及び防衛省が平成二十六年七月十七日付けで発出した文書によれば、「防衛装備移転三原則」（平成二十六年四月一日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成二十六年四月一日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。」とされている。また、PAC-2は、「航空機等を迎撃するために米国が開発した地对空誘導弾であり、我が国においては、平成四年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー（目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置）に組み込まれている部品（全長約六センチメートル）であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。」とされている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 現在、日本はジャイロを生産し、米国に移転しているか示されたい。ジャイロの生産又は移転が終了したのであれば、その時期を示されたい。

二 これまでに日本が米国に移転したジャイロの数量、移転の年月日及び売却額を示されたい。示すことができない場合には、その理由を示されたい。

三 前記文書によれば、ジャイロが組み込まれたPAC-2は「米国以外の第三国に移転されることが想定されている」とされている。政府は「第三国」について、平成二十七年四月二十四日の衆議院安全保障委員会において、「具体的にはカタルが想定されている」と答弁したが、カタル以外に想定している第三国があれば、具体的な国名及び当該国を想定している理由を示されたい。

四 私の質問に対する令和八年六月三日の防衛省の回答によれば、「本移転に際しては、最終需要者である米国企業におけるジャイロの管理体制を確認し、ジャイロの最終需要者である米国企業から最終用途誓約書（エンド・ユース認証）の提出を求め、ジャイロの管理体制を確認することとしている。」とされている。この内容に間違いはないか示されたい。また、「最終用途」とは何か、「最終用途誓約書」には第三国移転についてどのように記述されているか、それぞれ示されたい。

同回答によれば、「ジャイロが組み込まれたPAC―2を一元的に管理する米国国防省からPAC―2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること」とされているが、「制限」の内容を示されたい。

五 令和七年六月二十四日の米中央軍のSNS投稿によると、米国及びカタールのPAC―2がイランの弾道ミサイルを迎撃したとされている。この際に使用されたPAC―2に日本が移転したジャイロを使用したPAC―2（以下「当該PAC―2」という。）が含まれていることを確認しているか示されたい。確認していないのであれば、その理由を示されたい。

六 米国国務省は令和八年五月一日、カタールにPAC―2を二百発売却することを承認した。この二百発に当該PAC―2が含まれていることを確認しているか示されたい。確認していないのであれば、その理由を示されたい。

七 今般の米国とイランの戦争において、イランからの攻撃に対処するために米国及びカタールはPAC―2を使用したか示されたい。使用したのであれば、使用されたPAC―2に当該PAC―2が含まれていることを確認したか示されたい。確認していないのであれば、その理由を示されたい。

八 政府は、当該PAC―2が米国及び第三国においてどのように用いられているかを調査しているか示さ

りたい。紛争を助長しないように調査をすべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

九 私 の 質 問 に 対 す る 令 和 八 年 七 月 の 外 務 省 の 回 答 ( 以 下 「 外 務 省 回 答 」 と い う 。 ) は 、 「 御 指 摘 の 日 本 か ら 米 国 に 移 転 し た P A C ― 2 の シ ー カ ー ・ ジ ャ イ ロ は 、 M D A 協 定 の 下 で 移 転 さ れ た も の で は あ り ま せん 。 」 と し て い る 。 日 本 か ら 米 国 に 移 転 し た ジ ャ イ ロ は 、 日 本 国 と ア メ リ カ 合 衆 国 と の 間 の 相 互 防 衛 援 助 協 定 ( 昭 和 二 十 九 年 条 約 第 六 号 。 以 下 「 M D A 協 定 」 と い う 。 ) の 下 で 移 転 さ れ た も の で は な い と い う 理 解 で よ い か 示 さ れ たい 。

十 外 務 省 回 答 は 、 「 M D A 協 定 は 、 同 協 定 に 基 づ く 装 備 、 資 材 又 は 役 務 そ の 他 の 援 助 の 供 与 に 際 し て の 条 件 等 を 定 め る も の で す が 、 米 国 に 対 し て 防 衛 装 備 を 移 転 す る 際 に 、 そ の 全 て に 同 協 定 を 適 用 し な け れ ば な ら な い わ け で は あ り ま せ ん 。 」 、 「 日 本 側 と し て 、 個 別 の 防 衛 装 備 移 転 に 係 る M D A 協 定 の 適 用 の 要 否 に つ い て は 、 供 与 の 条 件 等 を 定 め る M D A 協 定 で は な く 、 防 衛 装 備 移 転 三 原 則 等 に 従 い 判 断 し て お り 、 米 側 と の 間 で は こ の よ う な 判 断 を 踏 ま え 、 対 応 し て お り ま す 。 」 と し て い る 。

日 本 が 米 国 に 対 し て 防 衛 装 備 を 移 転 す る 際 、 M D A 協 定 が 適 用 さ れ る 防 衛 装 備 と 適 用 さ れ な い 防 衛 装 備 に つ い て は 、 M D A 協 定 の ど の 規 定 の ど の よ う な 解 釈 に よ っ て 決 ま る の か 、 M D A 協 定 上 の 根 拠 を 示 さ れ

たい。

十一 M D A協定第一条第一項は、「いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない」と規定する。日本から米国に移転したジャイロがM D A協定の下で移転されたものではないのであれば、今般の米国のイラン攻撃において、当該P A C―2を使用する場合、同項の「国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない」とする義務を米国は負わないという理解でよいか。

右質問する。